

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 24(オ)272	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	土地建物所有権移転手続請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 26 年 12 月 21 日	原審裁判年月日	昭和 24 年 8 月 26 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 5 号 1099 頁		

判示事項	
裁判要旨	

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告理由について。	
原判決の所論約款の解釈に関する判断は正当であつて、所論のような経験則違反等の違法のあることはみとめられない。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。	
右は全裁判官一致の意見である。	
(裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎)	

※参考書籍：判例タイムズ 17 号 43 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO718 頁